

第7章

防災指針

1 防災指針の考え方

三鷹市は、ほぼ市全域で市街地が形成されているものの、地震災害時の延焼火災や水害による浸水、土砂災害など、災害リスクを有している地域もあります。

そのため、災害から人命や財産を守り、誰もが安全安心に生活できる、防災性の高い市街地環境の実現など、立地適正化の基本方針として掲げる「**利便性や安全性の向上による質の高い居住環境の形成**」に向けて、市全域を対象に、防災指針を定め、災害リスクを分析し、課題を明確にした上で、地域のまちづくりや公共施設の再編・集約化とも連携するなど、居住や都市機能の維持・誘導にあたって、災害リスクを回避または低減させる防災・減災のハード・ソフトの取組を位置付けます。

なお、三鷹市における「防災都市づくり」のイメージを共有し、感染症も含む、いかなる災害にも対応できる「強靱なまち」の構築に向けて、事前対策や復旧・復興に向けた準備等の方向性を示した防災都市づくり方針（国土強靱化地域計画に該当）や、各種災害の発災前から発災後までの取組を定めた地域防災計画と連携・整合を図り、防災指針を定めます。

2 災害リスク分析と課題

（1）災害リスク分析の対象

三鷹市において想定される災害ハザードである地震災害、水害、土砂災害を対象とし、様々な都市の情報と重ね合わせた分析結果を整理します。

《災害リスクの分析項目》

災害ハザード情報		都市の情報	分析の視点
地震災害	被害想定（揺れ・火災等）	－	建物全壊・消失の危険性
	火災延焼クラスター	主要な道路	火災延焼の危険性
		避難場所	避難場所までの距離
水害	浸水予想区域（浸水深）	建物（階数）	垂直避難対応の可能性
		避難所・要配慮者利用施設	避難所までの距離
		主要な道路	道路途絶の可能性
		防災拠点	防災拠点の継続利用の可能性
		医療拠点	医療拠点の継続利用の可能性
	浸水継続時間	建物	長期にわたる孤立の可能性
土砂災害	土砂災害警戒区域等	避難所・要配慮者利用施設	避難所までの距離
土砂災害・水害	土砂災害警戒区域等・浸水予想区域（浸水深）	－	複合災害の可能性

注）水害は、1,000年に一度降るような想定最大規模の大雨（総降雨量 690mm、時間雨量 153mm）によるもの。

浸水深は、洪水（河川の氾濫）と雨水出水（内水）により予想されるもの。

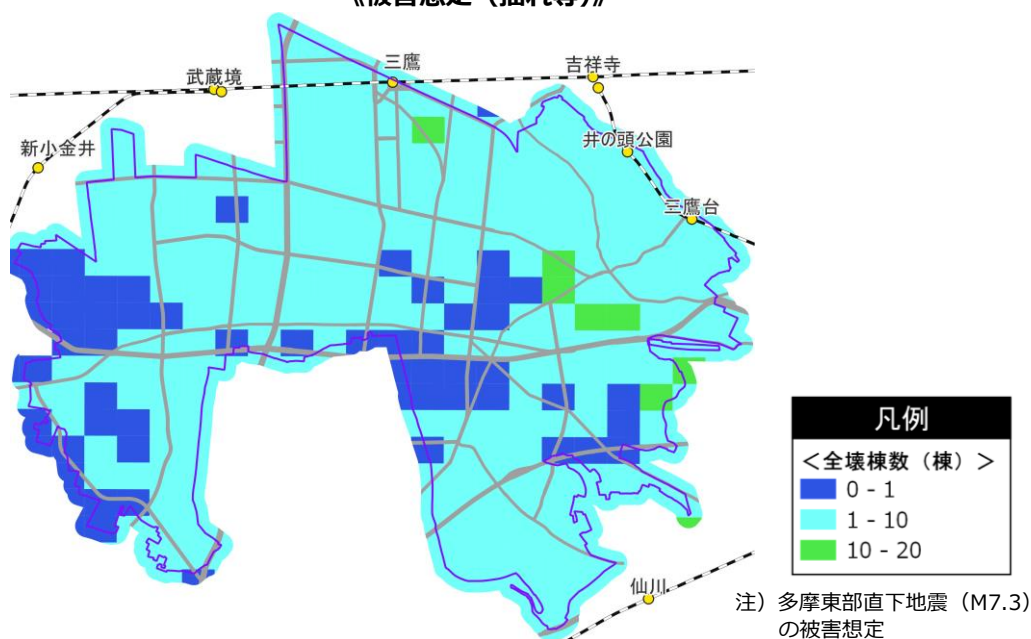
浸水継続時間は、洪水により想定されるもの。

(2) 災害リスク分析

1) 地震災害（建物全壊・焼失の危険性）

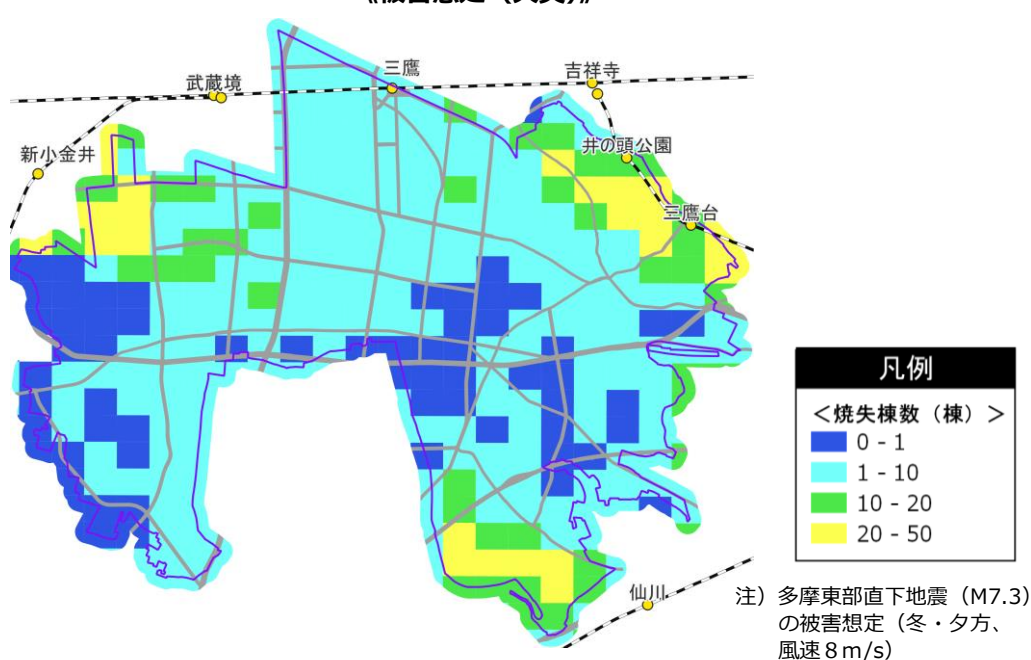
令和4（2022）年の報告書における、三鷹市の被害が最も大きい多摩東部直下地震の被害想定では、地震発生に伴う揺れ、液状化、急傾斜地崩壊による全壊棟数として、市内の広範囲で1～10棟となっていますが、牟礼など、一部で10～20棟となっている地域がみられます。また、地震発生に伴う火災による焼失棟数として、井の頭や井口、中原では、20～50棟と焼失の危険性が高い地域がみられます。

《被害想定（揺れ等）》



出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年）

《被害想定（火災）》

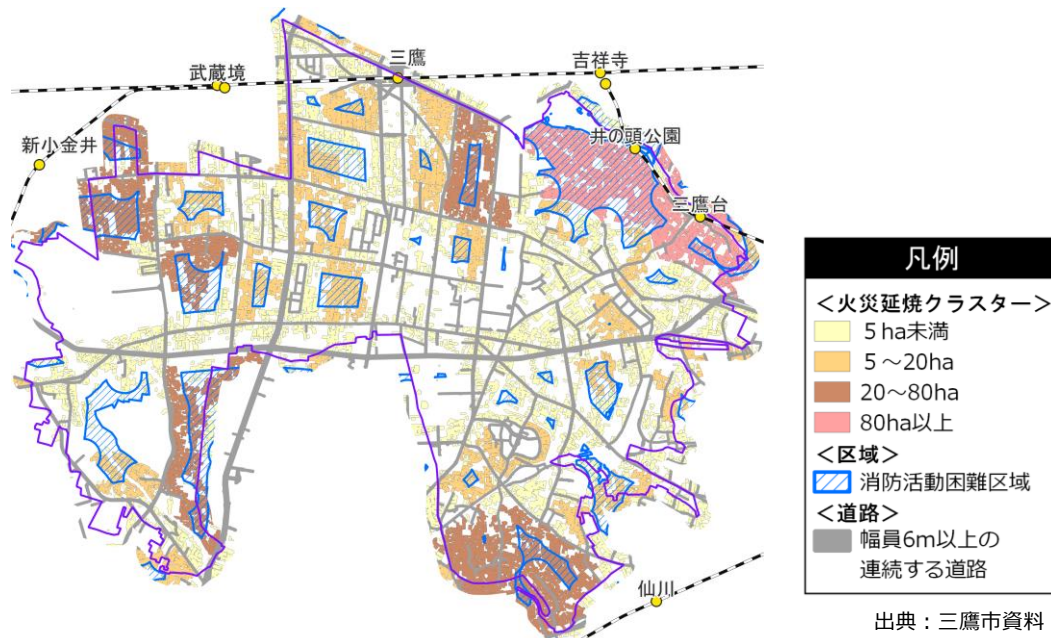


出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年）

2) 地震災害（火災延焼の危険性）

井の頭のほか、深大寺や井口、中原などでは、大規模な火災延焼クラスターが存在するとともに、消防自動車の出入り可能な主要な道路（幅員 6 m 以上の連続する道路）から一定以上離れた消防活動困難区域が存在しており、地震発生時等に出火すると、消火・救助活動が困難で、大規模な延焼火災につながる危険性があります。

《火災延焼クラスター×主要な道路》

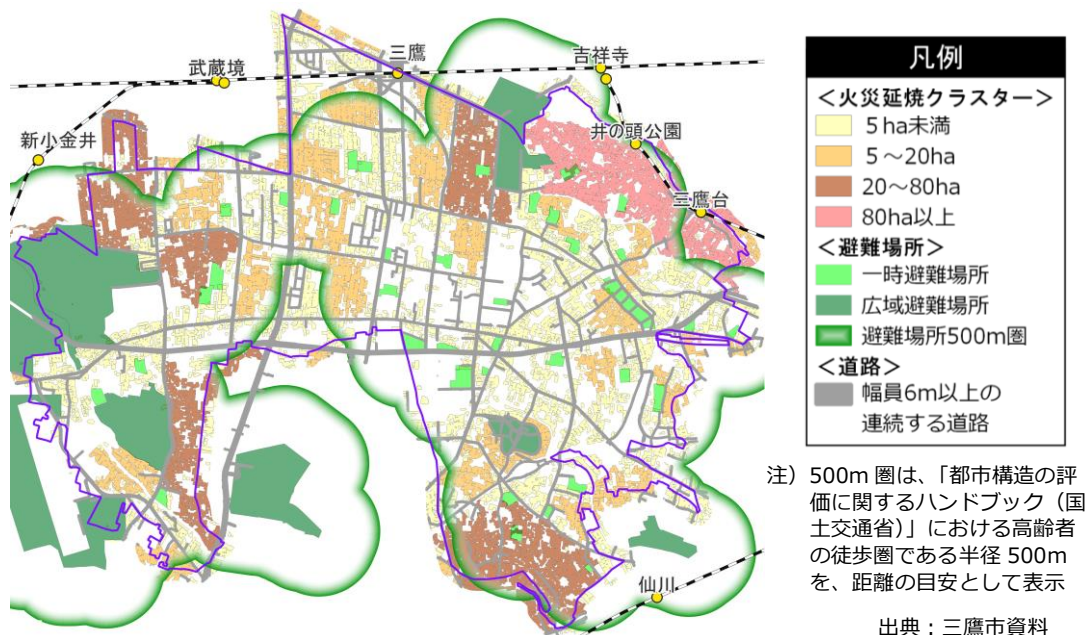


注) 火災延焼クラスター：建物の構造と建築面積より算出する延焼限界距離を踏まえた、延焼の恐れのある建物群
 消防活動困難区域：消防自動車の出入り可能な幅員 6 m 以上の連続する道路から、ホースが到達する一定の距離（140m）以上離れた区域

3) 地震災害（避難場所までの距離）

地震発生時に火災や倒壊の危険がある場合は、一時避難場所や広域避難場所に避難する必要がありますが、井の頭 1 丁目や井口 5 丁目など、避難場所まで距離がある地域もみられることから、時間を要することも考慮し、災害リスクを踏まえた避難計画を事前に検討しておく必要があります。

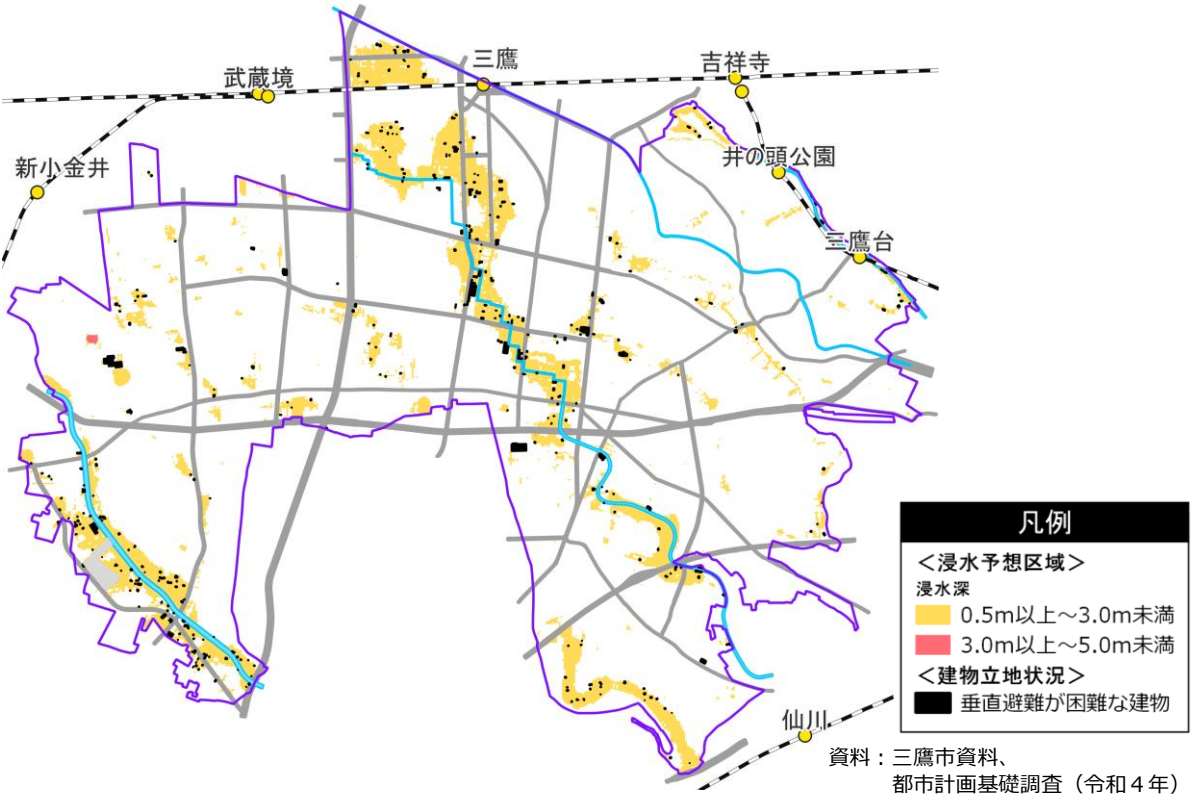
《火災延焼クラスター×避難場所》



4) 水害（垂直避難対応の可能性）

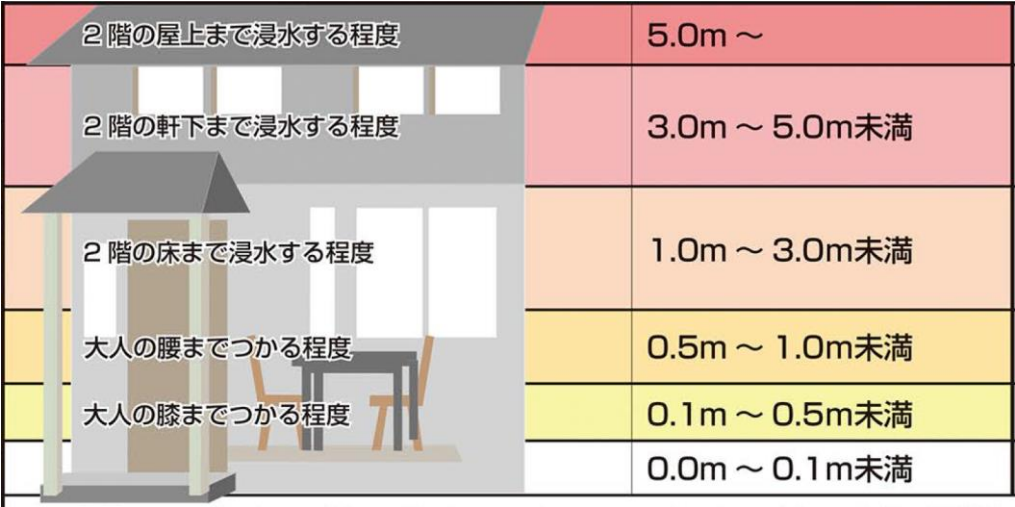
野川沿いの大沢4、5丁目や仙川沿いの下連雀7、9丁目などでは、予想される浸水深に対して、垂直避難が困難なことが懸念される建物がまとってみられます。

《浸水深×建物（階数）》



注）垂直避難が困難な建物：「浸水深 0.5m以上に立地する 1 階建ての建物」及び「浸水深 3.0m以上に立地する 2 階建ての建物」 ※浸水深 5.0m 以上は、三鷹市になし
※表示の建物は、住宅以外の用途の建物や、倉庫・車庫等の小規模な建物も含みます。

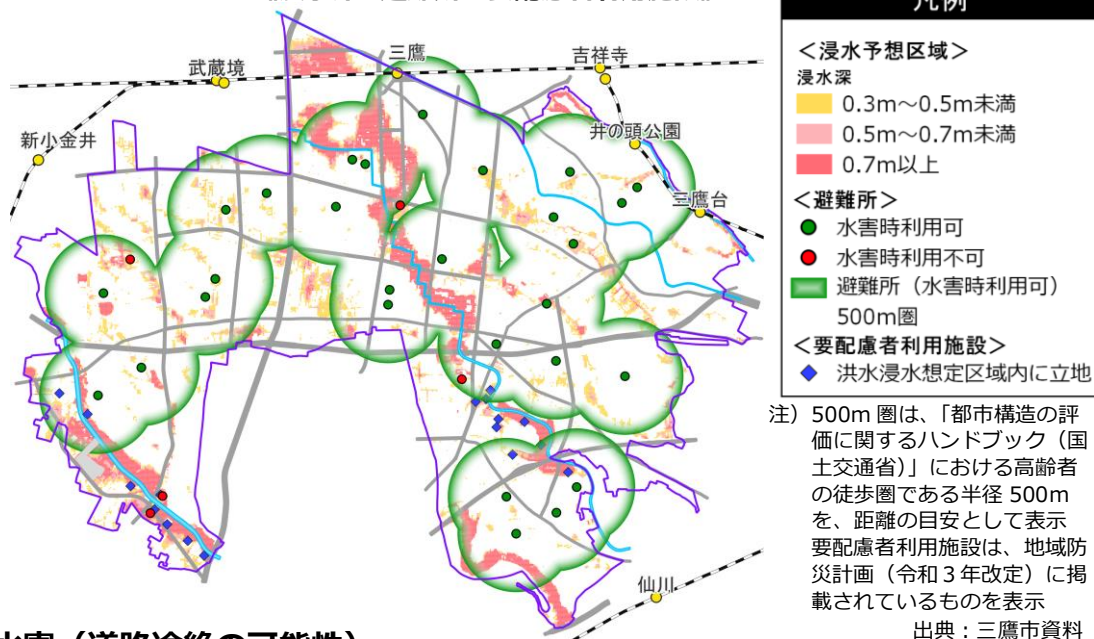
【参考】 浸水深と建物階数の関係性イメージ（三鷹市浸水ハザードマップ）



5) 水害（避難所までの距離）

大沢4、5丁目や新川3～5丁目、上連雀1丁目などでは、避難所まで距離がある地域もみられることから、時間を要することも考慮して、災害リスクを踏まえた避難計画を事前に検討しておく必要があります。

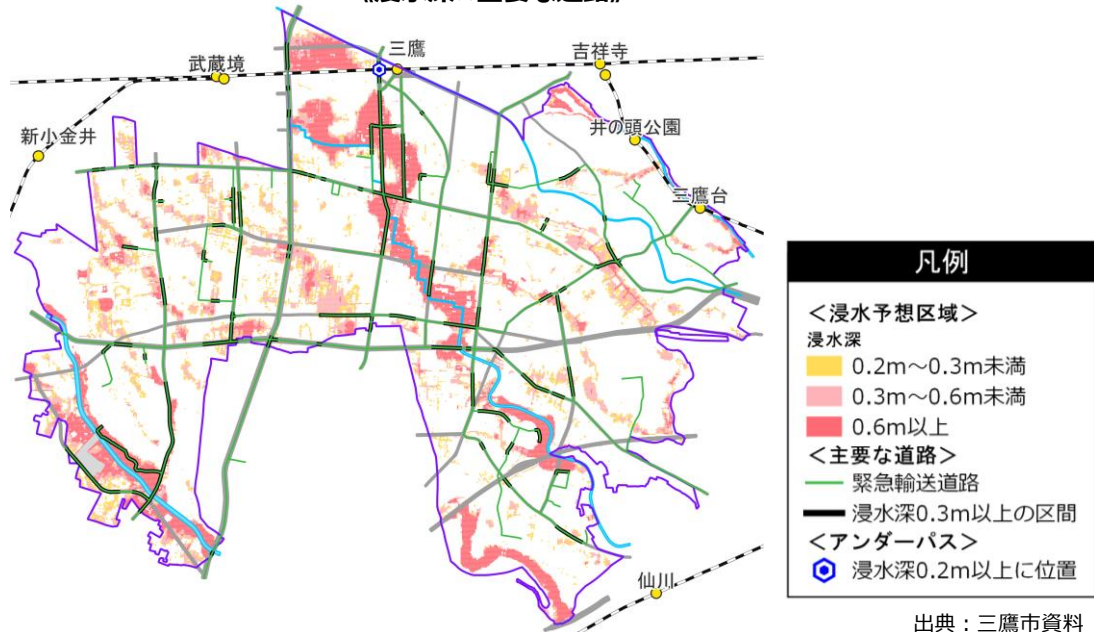
《浸水深×避難所・要配慮者利用施設》



6) 水害（道路途絶の可能性）

浸水深 0.3m以上に位置する主要な道路（緊急輸送道路）は、市全域で見られますが、三鷹通りや天文台通りなどでは長い区間でみられ、避難や緊急車両等の通行が困難となる可能性があります。なお、浸水深 0.2m以上に位置する主要な道路のアンダーパスは、三鷹通りに1箇所あります。

《浸水深×主要な道路》

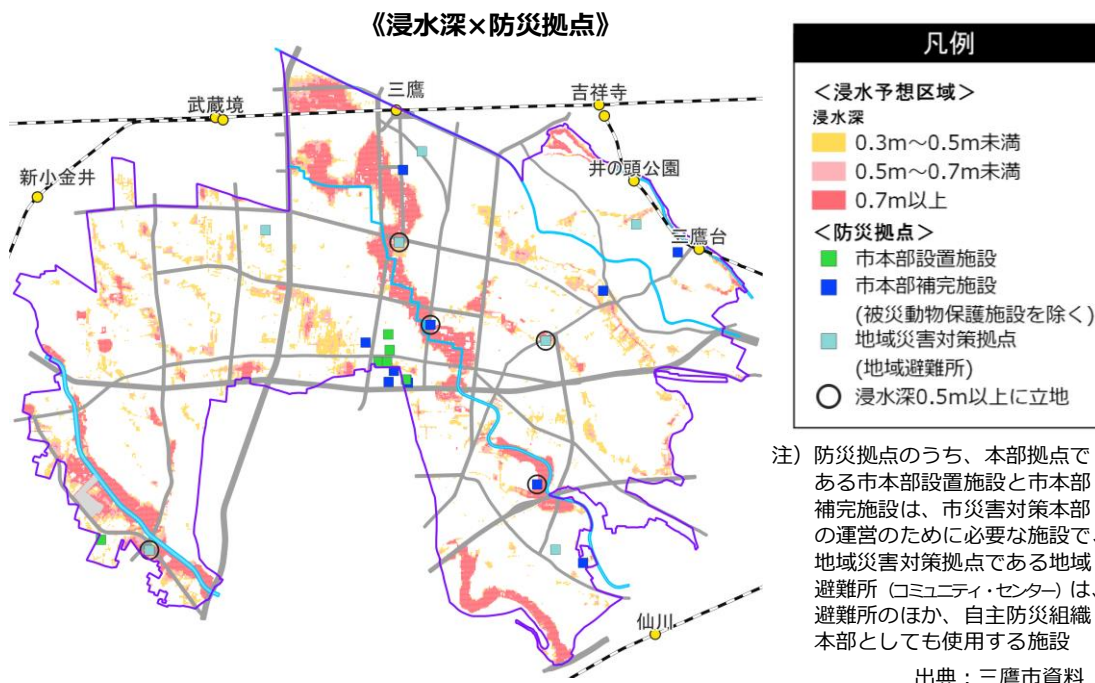


【参考】浸水深と自動車通行（水害の被害指標分析の手引（H25 試行版）（国土交通省）を加工）

- ◆0.1m：乗用車のブレーキの効きが悪くなる
- ◆0.2m：道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
- ◆0.3m：自動車の走行困難（乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水）
- ◆0.6m：自動車の走行不可（セダン・SUV）

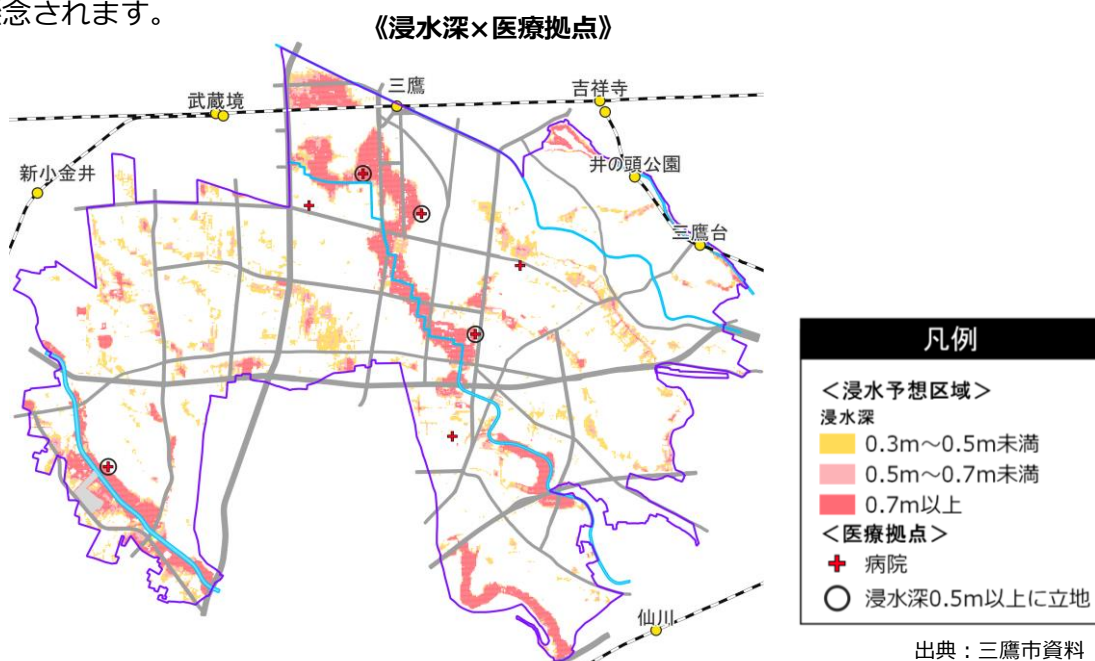
7) 水害（防災拠点の継続利用の可能性）

浸水深 0.5m以上に立地する主な防災拠点は、市本部補完施設の災害対策用備蓄倉庫や、地域災害対策拠点の大沢コミュニティ・センターと連雀コミュニティ・センター、牟礼コミュニティ・センターがあり、床上浸水や復旧・復興に使用する設備の水没等により、防災拠点の継続利用が困難になるなど、機能低下が懸念されます。



8) 水害（医療拠点の継続利用の可能性）

浸水深 0.5m以上に立地する医療拠点は、野川や仙川沿いにみられ、床上浸水や医療設備等の水没等により、医療拠点である病院の継続利用が困難になるなど、機能低下が懸念されます。

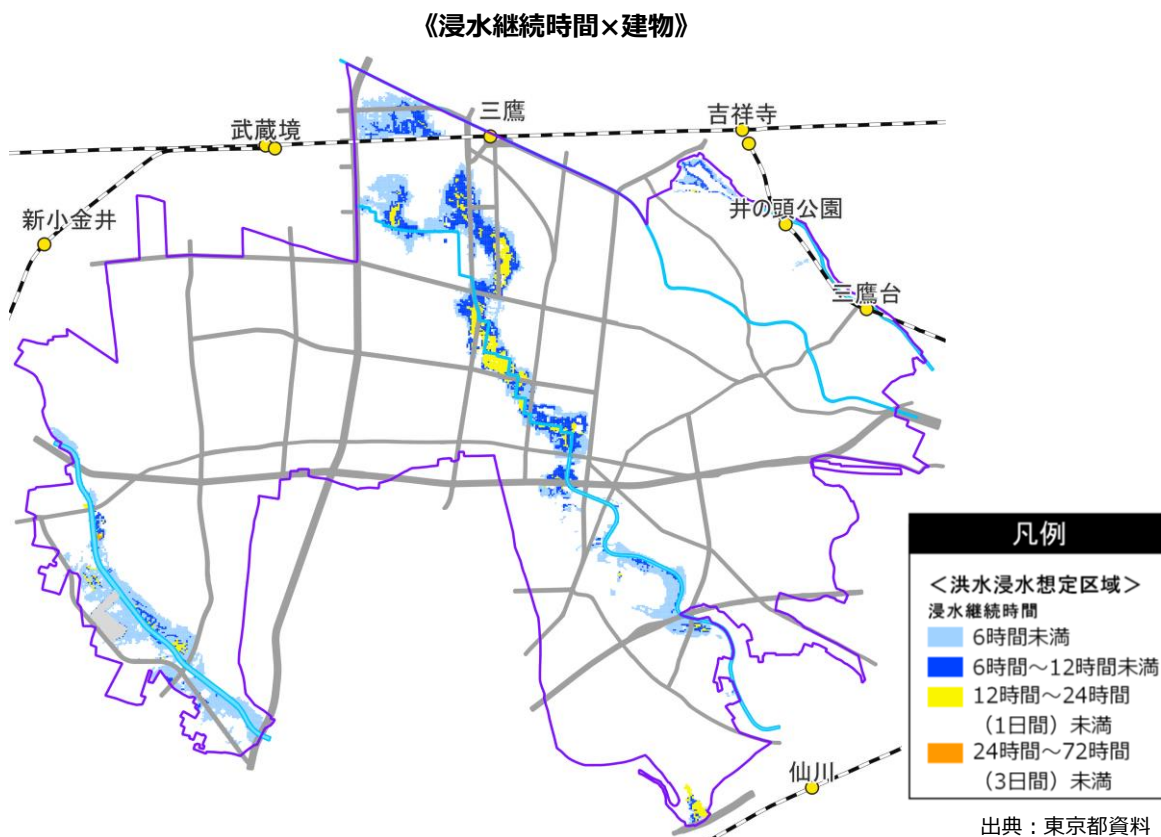


【参考】浸水深と施設の機能低下（水害の被害指標分析の手引（H25 試行版）（国土交通省）を加工）

- ◆0.3m：自動車（緊急車両含む）の走行困難、要配慮者（高齢者、障がい者等）の避難困難
- ◆0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水
- ◆0.7m：コンセントが浸水し停電（設備・機器等の使用困難）

9) 水害（長期にわたる孤立の可能性）

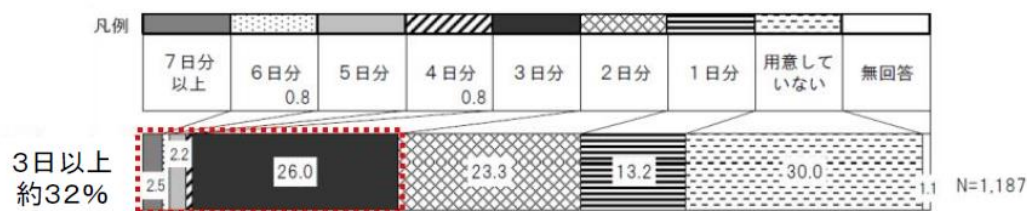
飲料水や食料等の不足による健康障害の発生や生命の危機が生じる恐れがあるとされている浸水継続時間が72時間（3日間）以上の地域や建物は、三鷹市にはありません。なお、浸水継続時間が12時間以上の地域は、下連雀4、7丁目や大沢5丁目などにみられます。



注) 浸水継続時間：洪水により、避難が困難となり、孤立する可能性のある浸水深0.5m以上が継続する時間

【参考】浸水継続時間と避難生活環境（水害の被害指標分析の手引（H25 試行版）（国土交通省））

Q あなたのお宅では、非常持ち出し用を含めて家族の何日分の食料を用意していますか。



Q あなたのお宅では、何日分の飲料水を備蓄していますか。
ご家族ひとり1日あたり3リットルで計算してください。

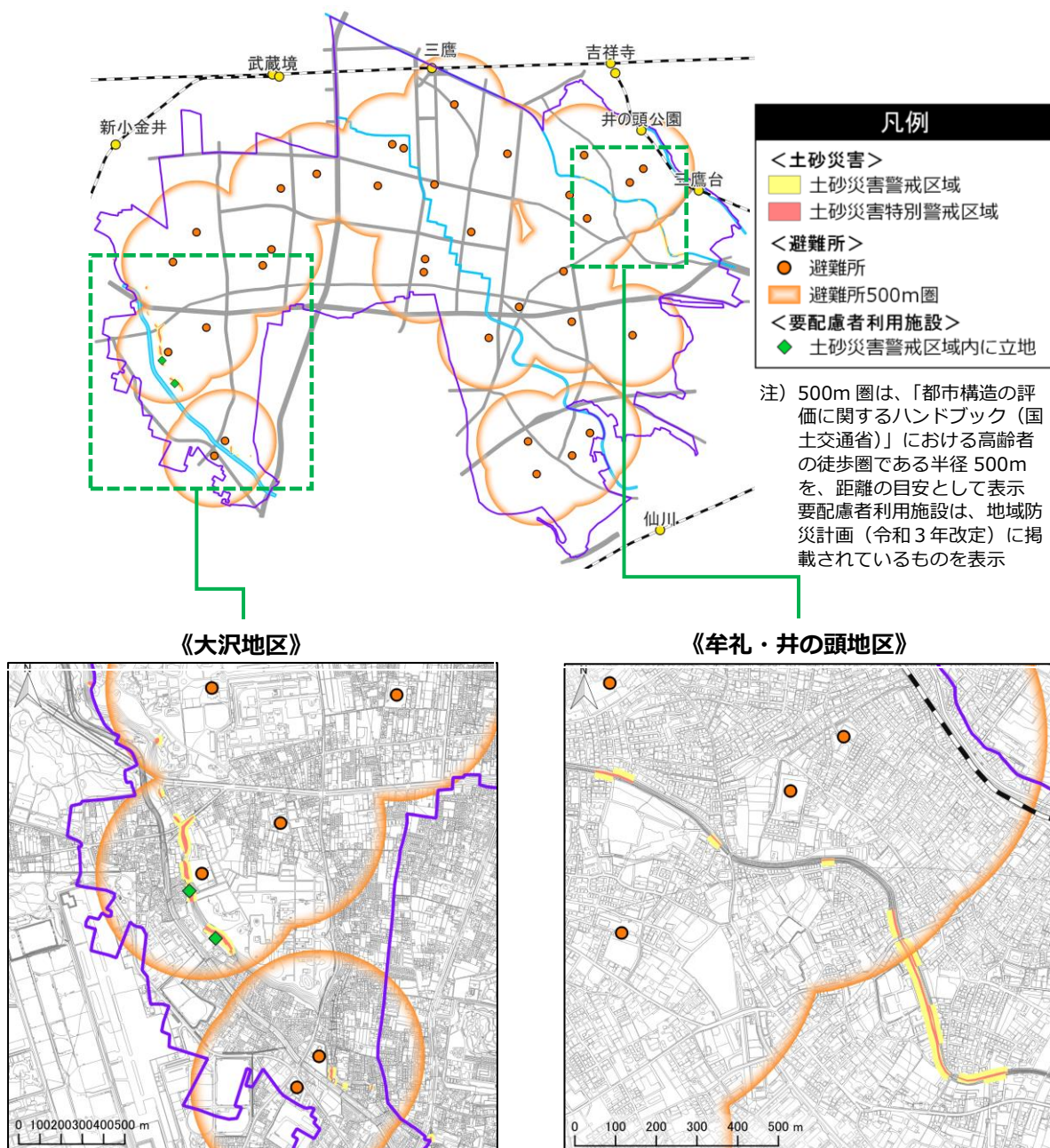


平成19年度東海地震についての県民意識調査（平成19年8月、静岡県総務部防災局防災情報室）

10) 土砂災害（避難所までの距離）

土砂災害警戒区域には、複数の建物が立地しており、区域指定のある井の頭1丁目や牟礼1、2丁目などでは、避難所まで距離がある地域もみられることから、時間を要することも考慮して、災害リスクを踏まえた避難計画を事前に検討しておく必要があります。なお、災害リスクの高い土砂災害特別警戒区域においても、大沢地区では建物の立地がみられます。

《土砂災害警戒区域等×避難所・要配慮者利用施設》

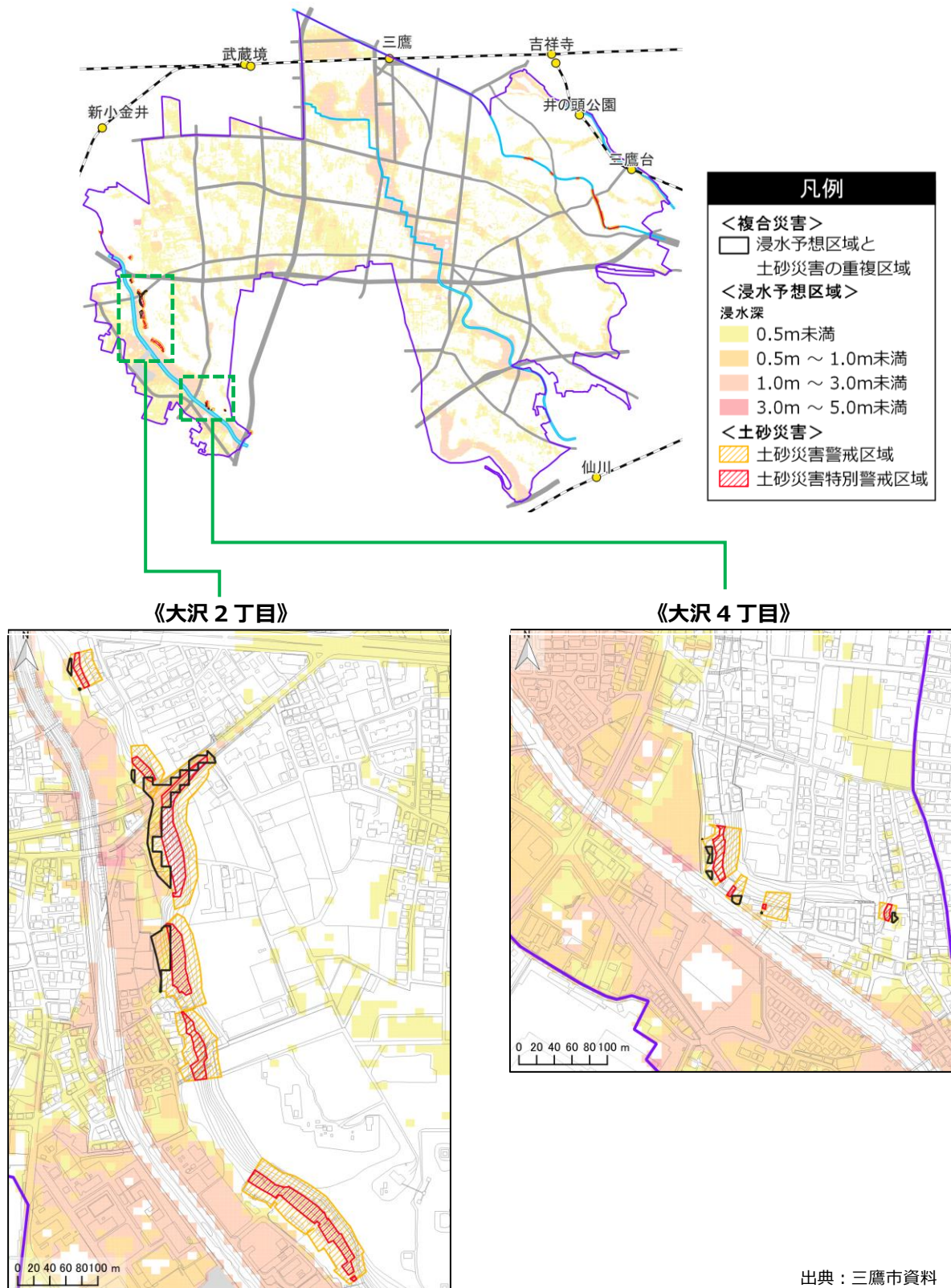


出典：三鷹市資料

11) 土砂災害・水害（複合災害の可能性）

国分寺崖線と野川に近接することから、大沢2丁目と4丁目では、土砂災害と水害（浸水）による複合災害の発生が懸念される地域がみられます。

《浸水深×土砂災害警戒区域等》

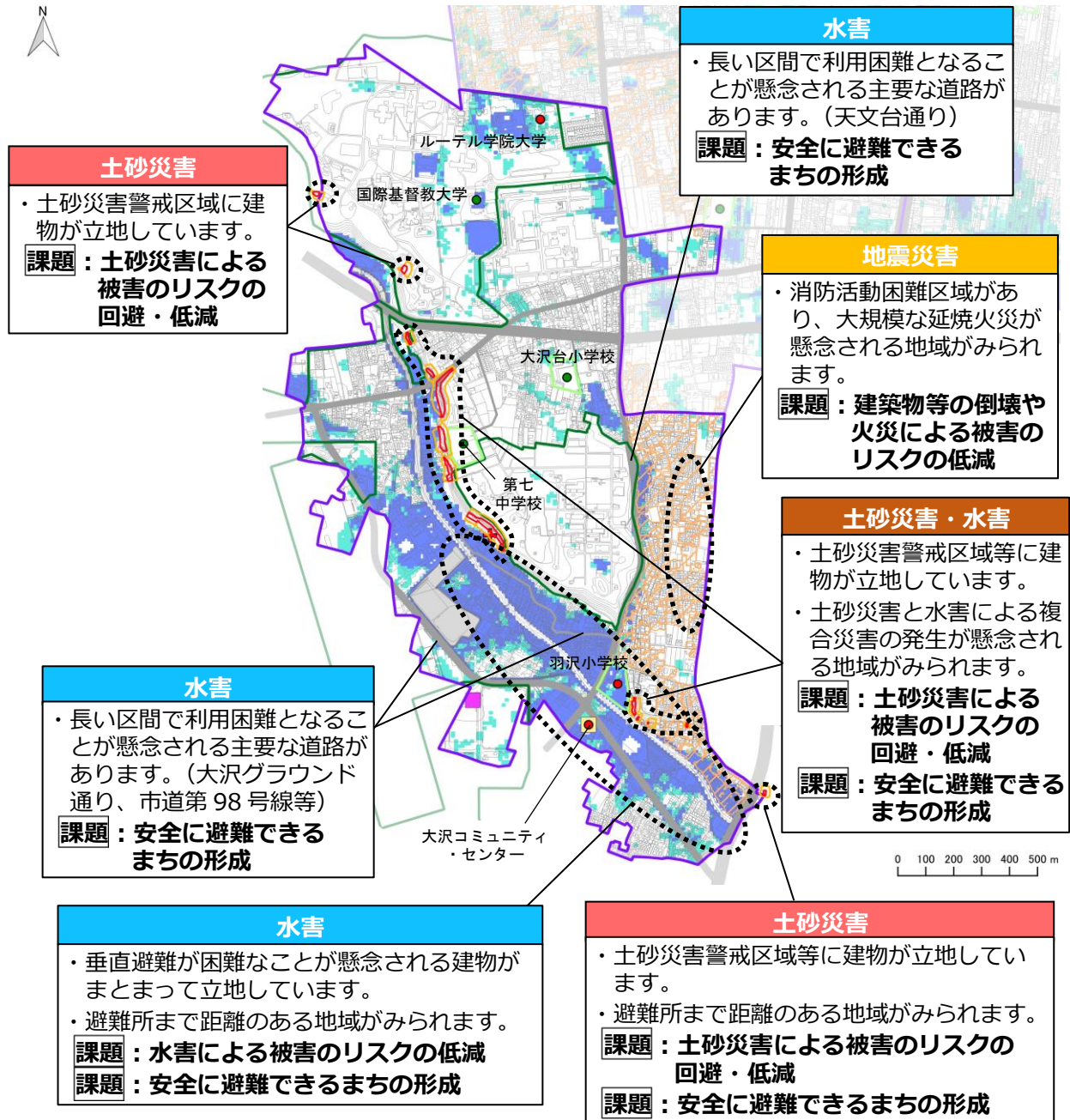


(3) 住区別の防災上の主な課題

防災・減災まちづくりの取組の検討や市民自らの安全対策・避難行動につなげていくため、災害リスク分析を踏まえた防災上の主な課題について、住区別に整理します。

1) 大沢住区

《大沢住区の防災上の課題》

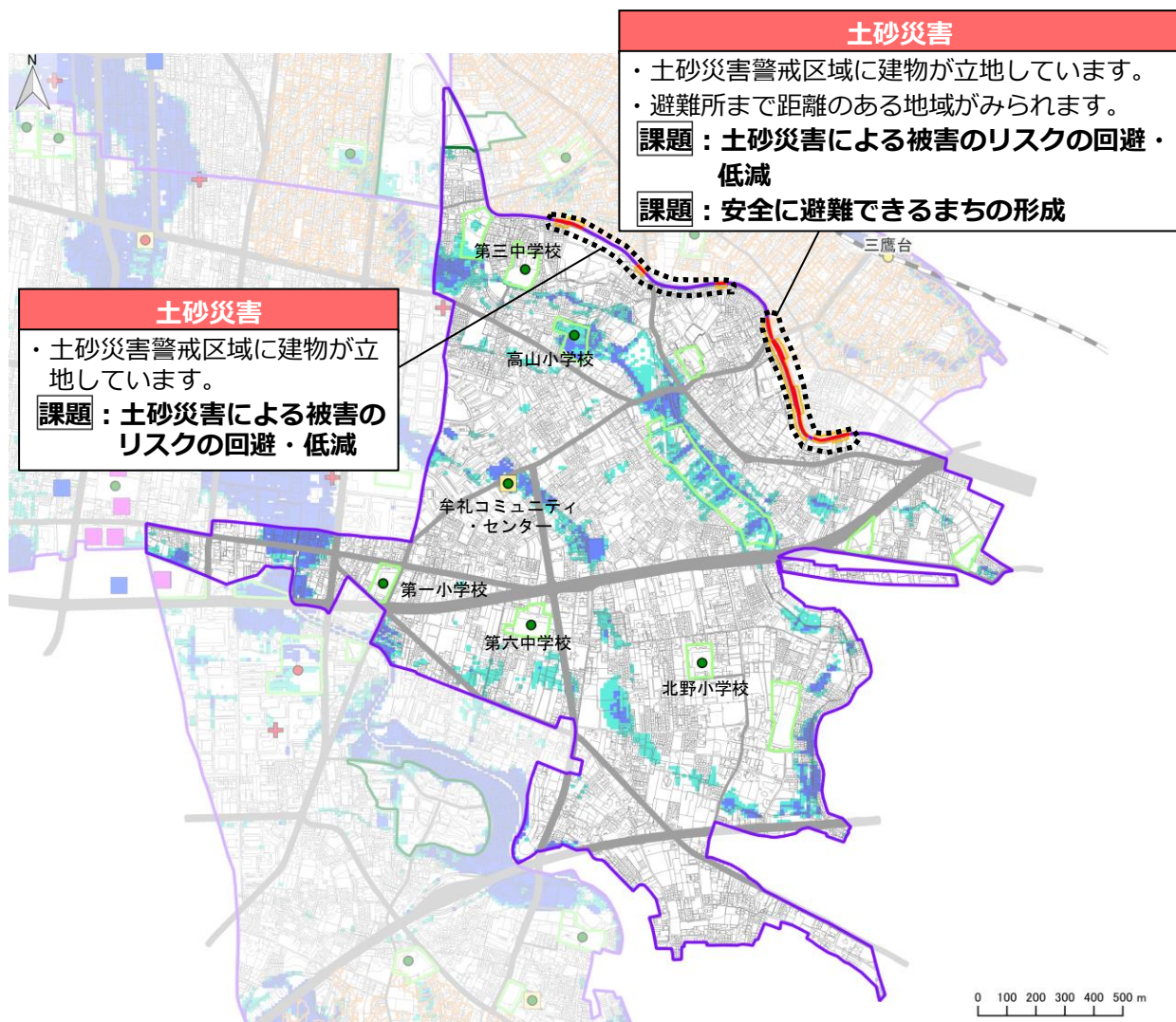


凡例

<災害ハザード> 浸水予想区域 浸水深0.3m～0.5m未満 浸水深0.5m以上 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 火災延焼クラスター（20ha以上）	<防災拠点> 市本部設置施設 市本部補完施設 （都市基盤、市本部連携） 地域災害対策拠点 （地域避難所） <医療拠点> 医療拠点	<避難所> 水害時利用可 水害時利用不可 <避難場所> 一時避難場所 広域避難場所
---	---	--

2) 東部住区

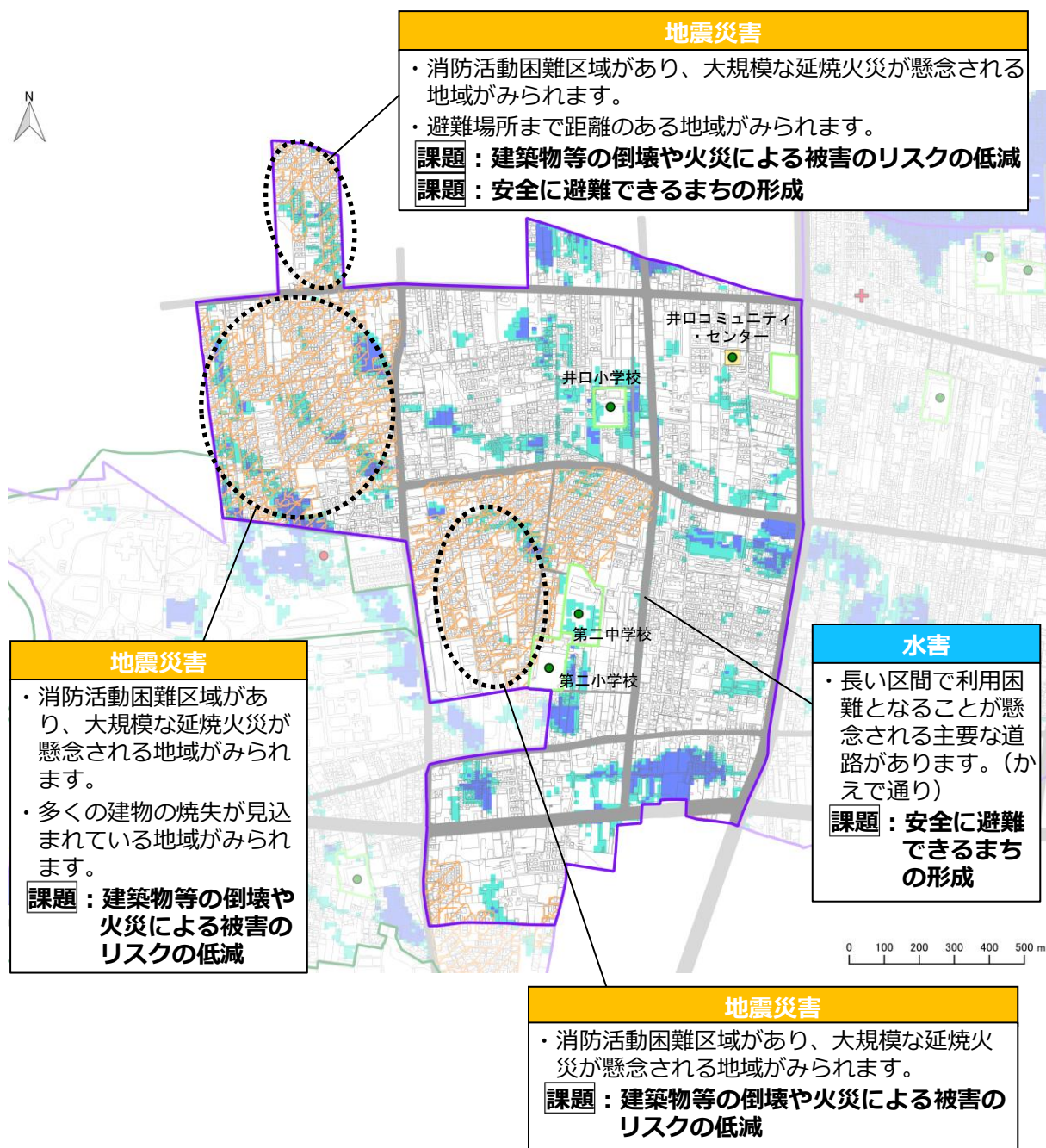
《東部住区の防災上の課題》



凡例		
<災害ハザード>		
浸水予想区域		
■ 浸水深0.3m～0.5m未満		
■ 浸水深0.5m以上		
■ 土砂災害特別警戒区域		
■ 土砂災害警戒区域		
■ 火災延焼クラスター（20ha以上）		
<防災拠点>		
■ 市本部設置施設		
■ 市本部補完施設（都市基盤、市本部連携）		
■ 地域災害対策拠点（地域避難所）		
<医療拠点>		
+ 医療拠点		
<避難所>		
● 水害時利用可		
● 水害時利用不可		
<避難場所>		
■ 一時避難場所		
■ 広域避難場所		

3) 西部住区

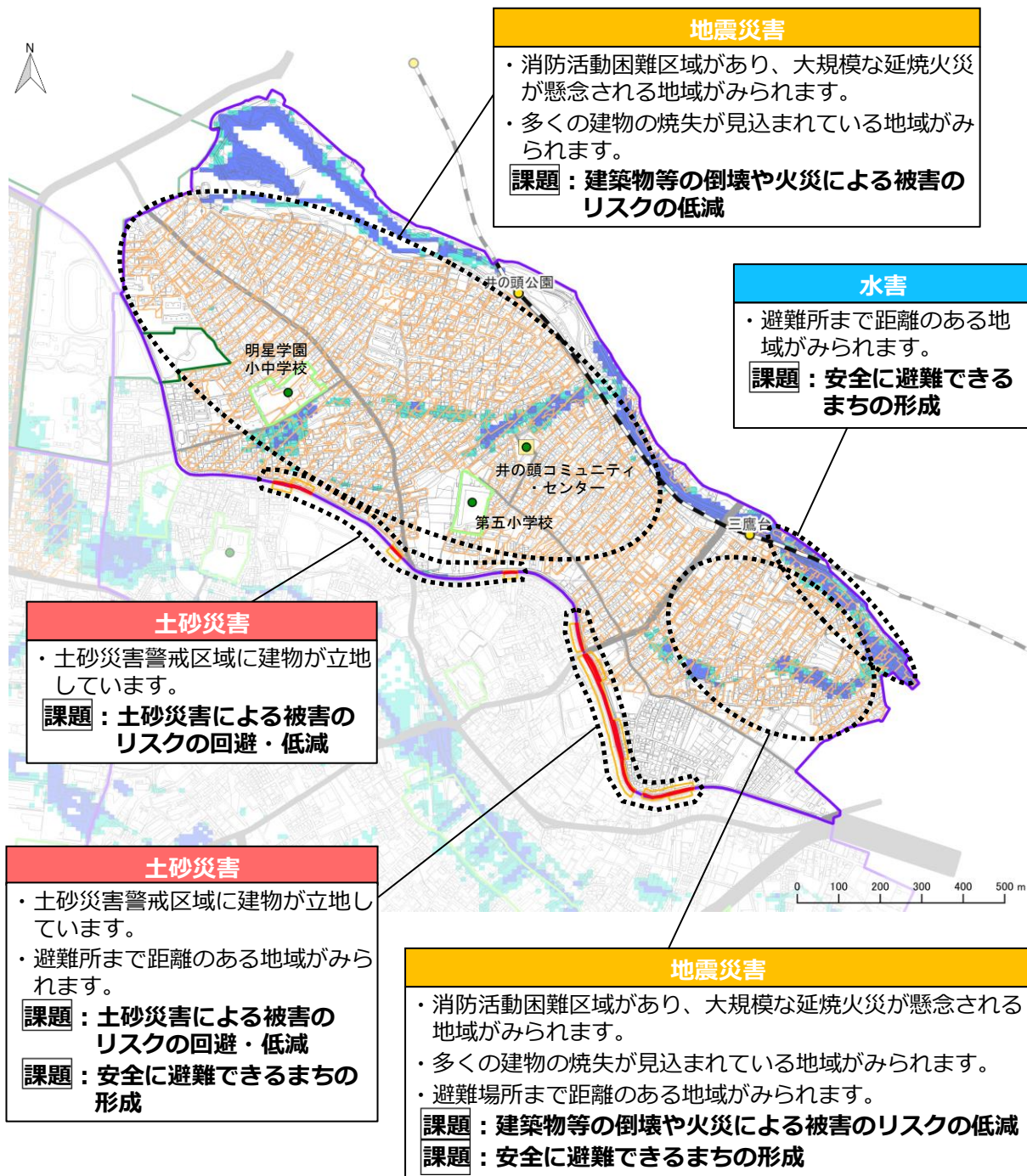
《西部住区の防災上の課題》



凡例		
<災害ハザード> 浸水予想区域 浸水深0.3m～0.5m未満 浸水深0.5m以上 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 火災延焼クラスター（20ha以上）	<防災拠点> 市本部設置施設 市本部補完施設 （都市基盤、市本部連携） 地域災害対策拠点 （地域避難所） <医療拠点> 医療拠点	<避難所> ● 水害時利用可 ● 水害時利用不可 <避難場所> 一時避難場所 広域避難場所

4) 井の頭住区

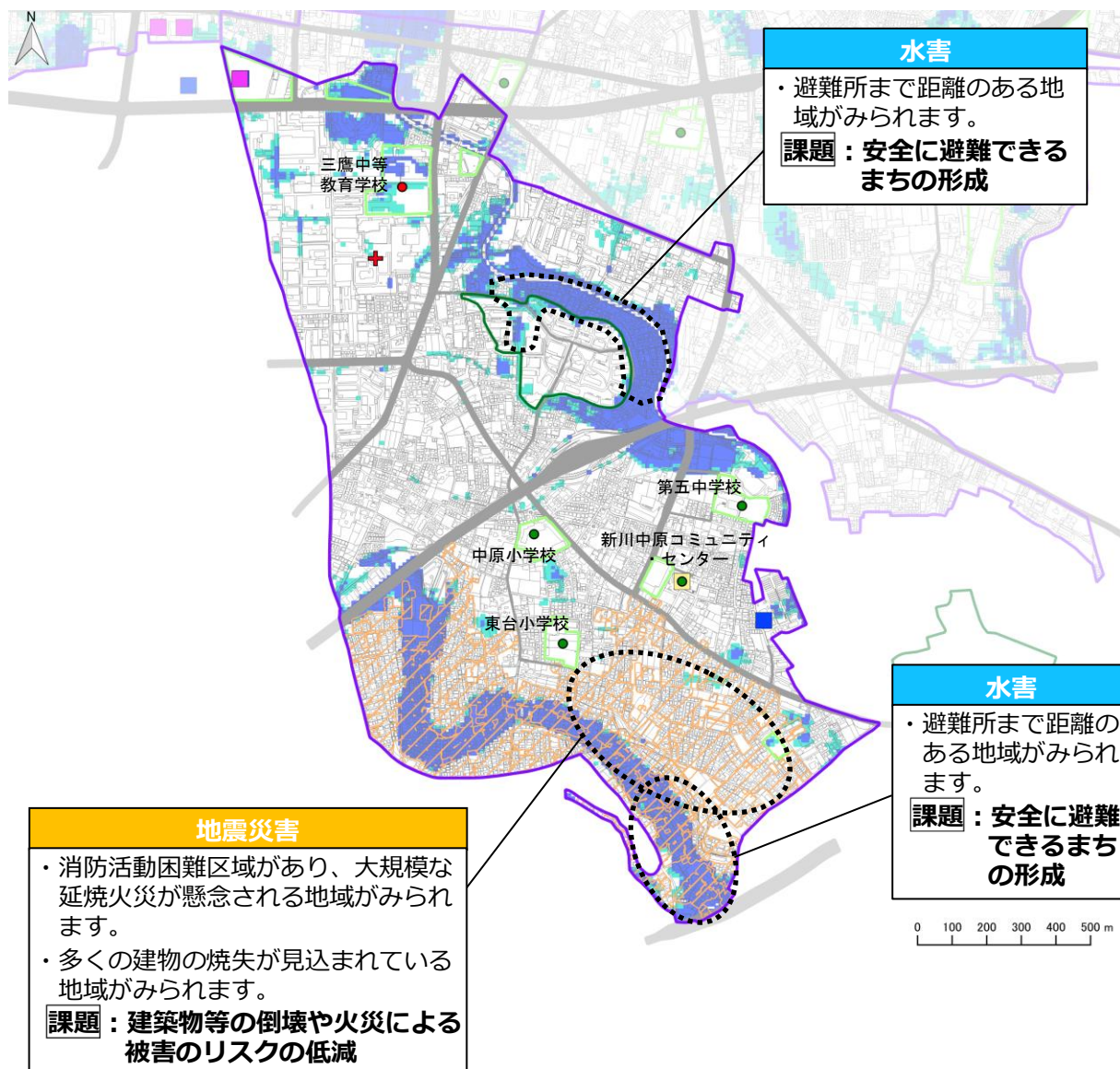
《井の頭住区の防災上の課題》



凡例		
<災害ハザード>		
浸水予想区域		
浸水深0.3m～0.5m未満		
浸水深0.5m以上		
土砂災害特別警戒区域		
土砂災害警戒区域		
火災延焼クラスター（20ha以上）		
<防災拠点>		
市本部設置施設		
市本部補完施設		
（都市基盤、市本部連携）		
地域災害対策拠点		
（地域避難所）		
<医療拠点>		
+ 医療拠点		
<避難所>		
● 水害時利用可		
● 水害時利用不可		
<避難場所>		
□ 一時避難場所		
□ 広域避難場所		

5) 新川中原住区

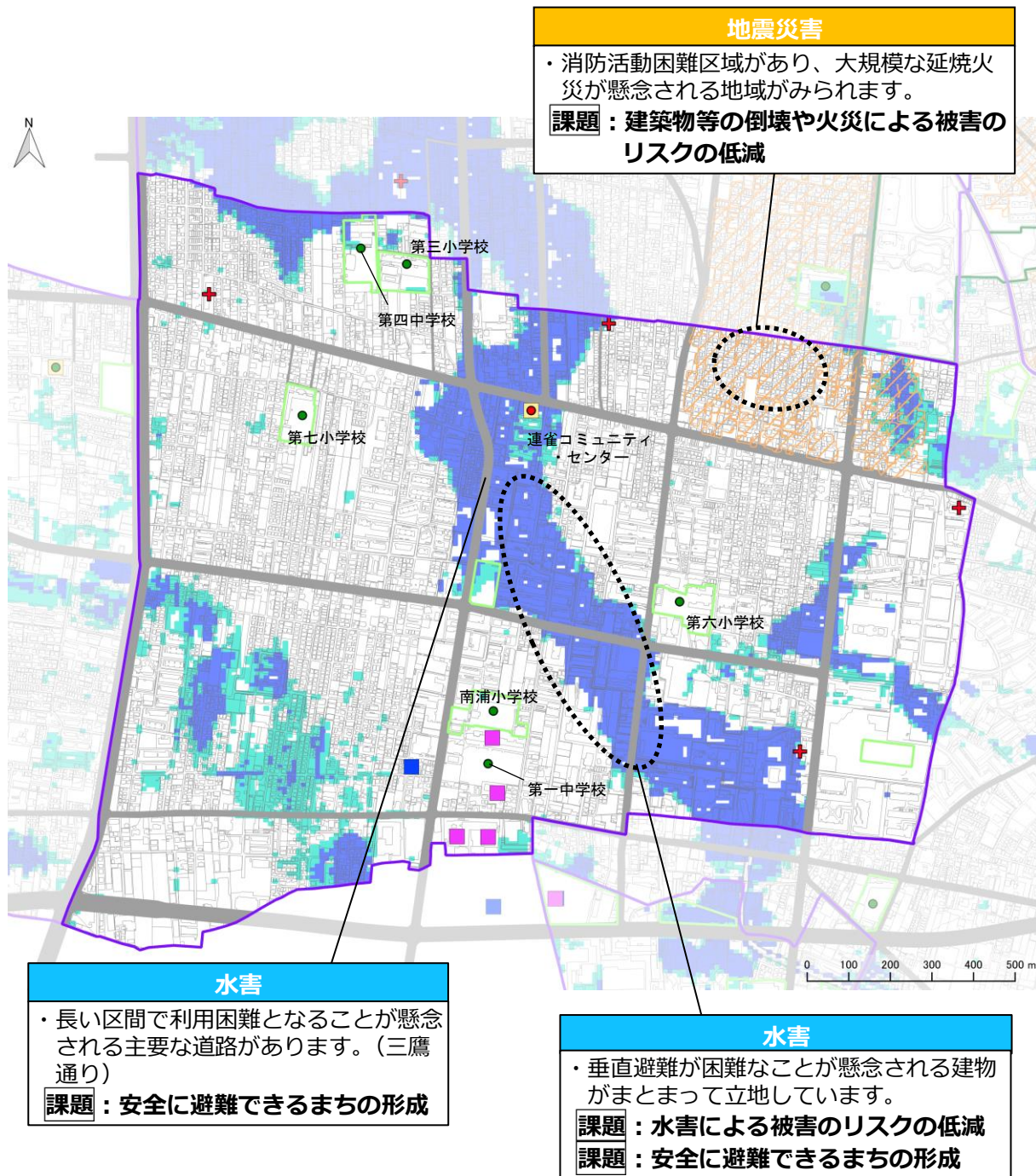
《新川中原住区の防災上の課題》



凡例		
<災害ハザード>		
浸水予想区域		
	浸水深0.3m～0.5m未満	
	浸水深0.5m以上	
	土砂災害特別警戒区域	
	土砂災害警戒区域	
	火災延焼クラスター（20ha以上）	
<防災拠点>		
	市本部設置施設	
	市本部補完施設 （都市基盤、市本部連携）	
	地域災害対策拠点 （地域避難所）	
<医療拠点>		
	医療拠点	
<避難所>		
	水害時利用可	
	水害時利用不可	
<避難場所>		
	一時避難場所	
	広域避難場所	

6) 連雀住区

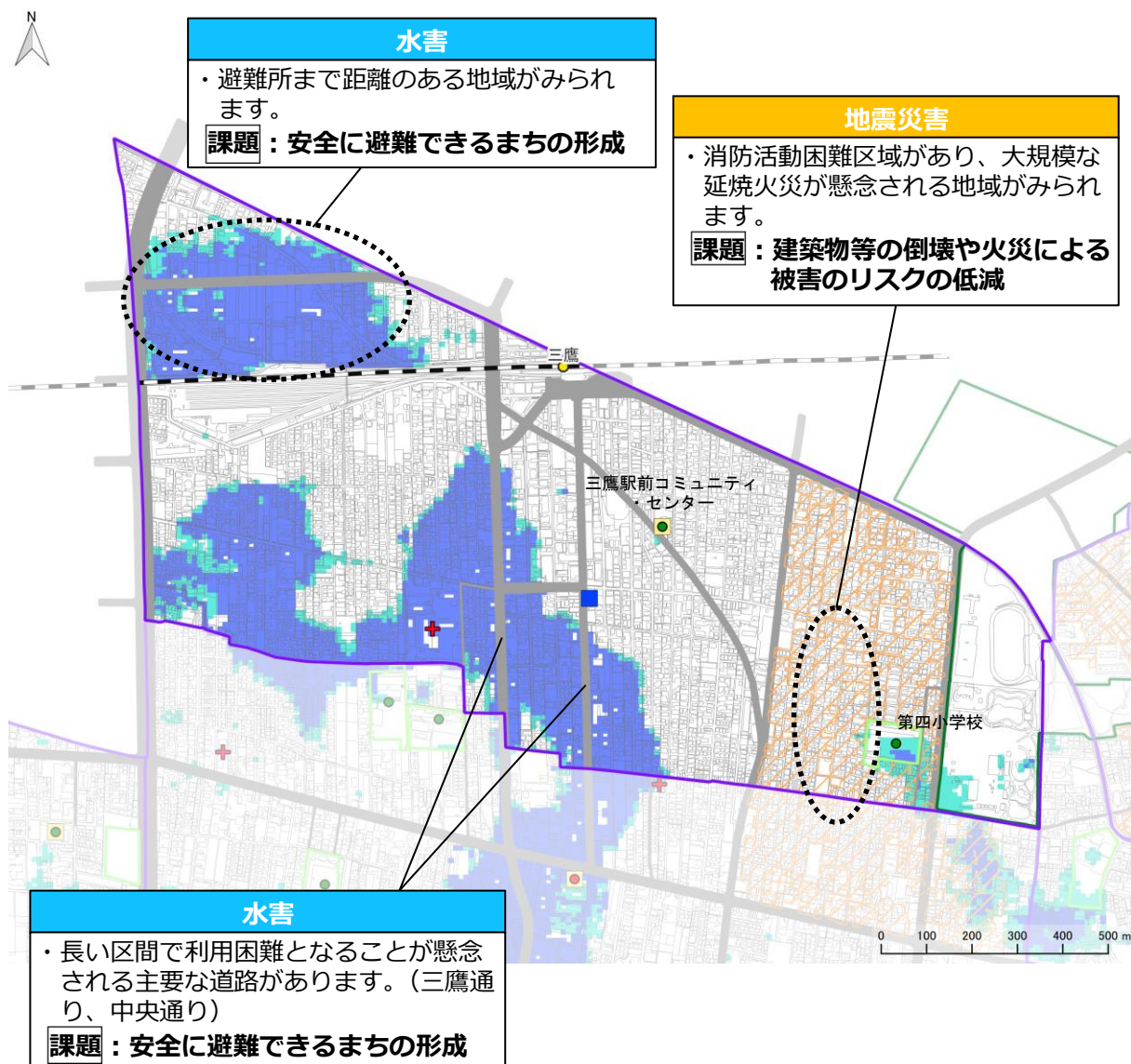
《連雀住区の防災上の課題》



凡例		
<災害ハザード> 浸水予想区域 浸水深0.3m～0.5m未満 浸水深0.5m以上 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 火災延焼クラスター（20ha以上）	<防災拠点> 市本部設置施設 市本部補完施設 （都市基盤、市本部連携） 地域災害対策拠点 （地域避難所） <医療拠点> 医療拠点	<避難所> 水害時利用可 水害時利用不可 <避難場所> 一時避難場所 広域避難場所

7) 三鷹駅周辺住区

《三鷹駅周辺住区の防災上の課題》



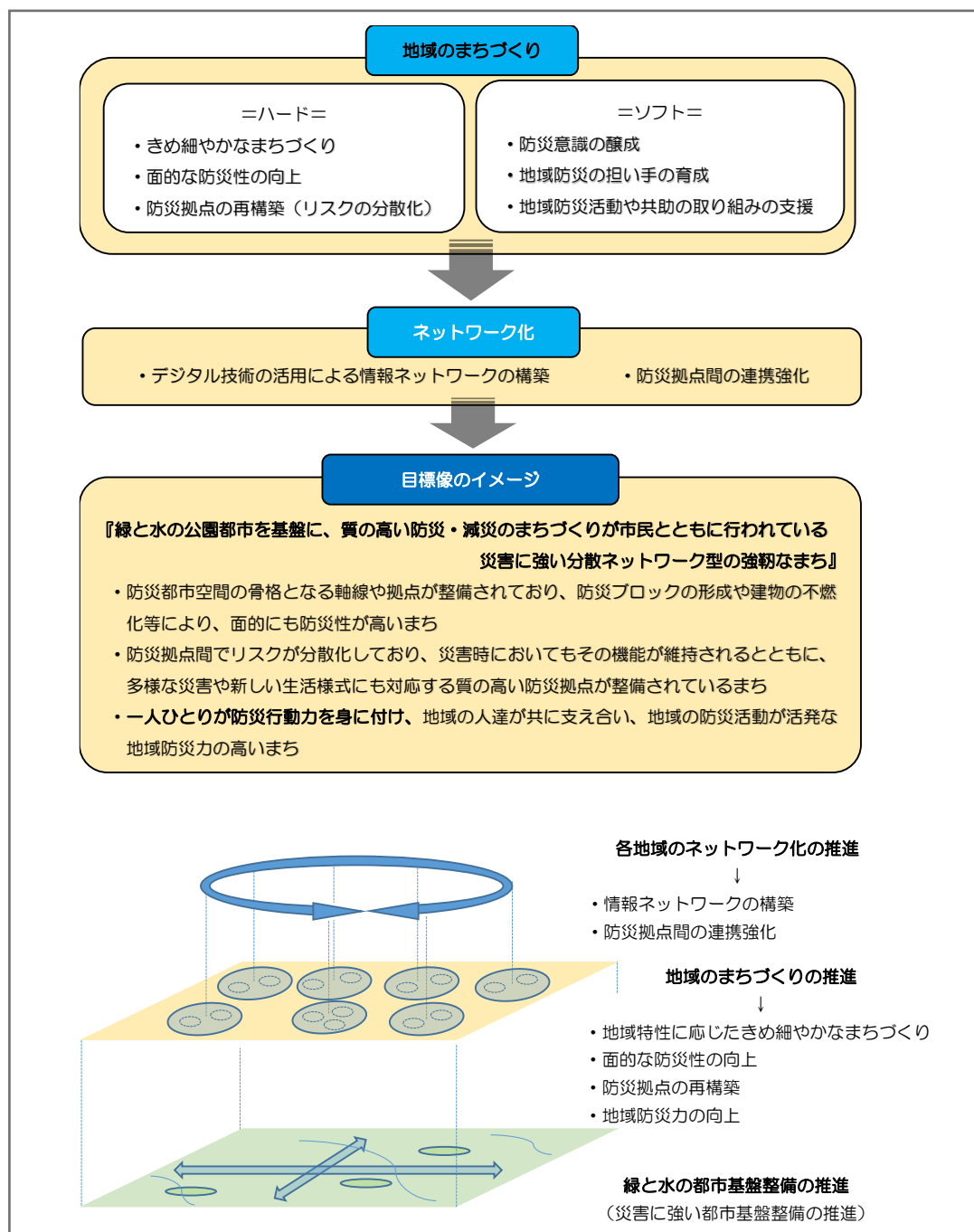
凡例		
<災害ハザード> 浸水予想区域 浸水深0.3m～0.5m未満 浸水深0.5m以上 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 火災延焼クラスター（20ha以上）	<防災拠点> 市本部設置施設 市本部補完施設 （都市基盤、市本部連携） 地域災害対策拠点 （地域避難所） <医療拠点> 医療拠点	<避難所> 水害時利用可 水害時利用不可 <避難場所> 一時避難場所 広域避難場所

3 防災・減災まちづくりの取組の方向性

(1) 防災・減災まちづくりの目標像

防災指針は、いかなる災害等にも対応できる「強靱なまち」の構築に向けて、三鷹市における「防災都市づくり」のイメージを示した防災都市づくり方針と連携・整合を図り、定めていくことから、この方針と同様に、「**緑と水の公園都市を基盤に、質の高い防災・減災のまちづくりが市民とともに行われている 災害に強い分散ネットワーク型の強靱なまち**」を本指針での防災・減災まちづくりの目標像として設定します。

《防災都市づくりのイメージ》

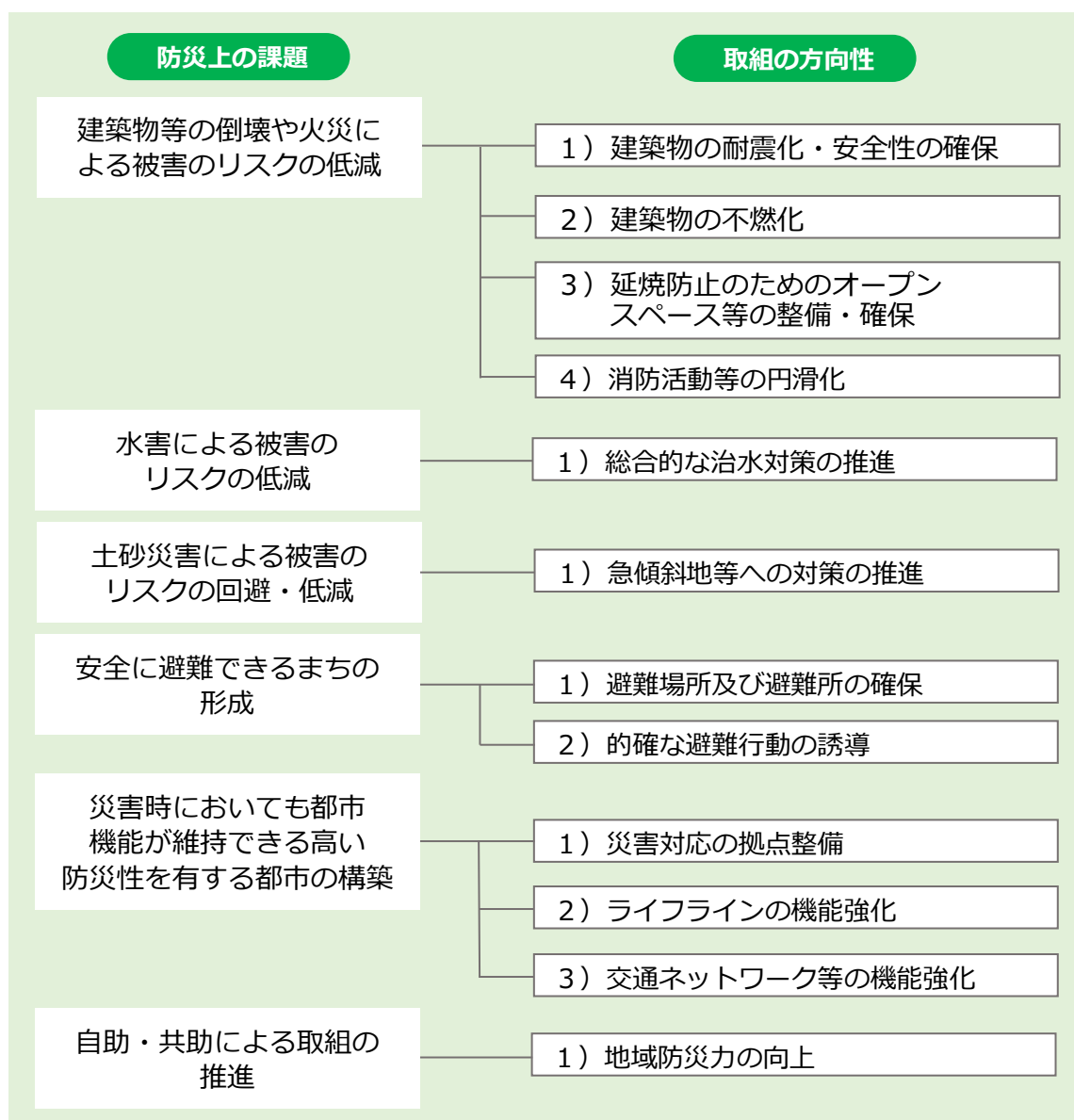


出典：防災都市づくり方針（令和3年3月）

(2) 取組の方向性

防災・減災まちづくりの目標像の実現に向けて、災害リスクの分析結果のほか、防災都市づくり方針でも示す、災害時においても都市機能が維持できる高い防災性を有する都市の構築や自助・共助の取組の推進といった視点も踏まえ、居住や都市機能の維持・誘導にあたって、災害リスクを回避または低減させる防災・減災のハード・ソフトの取組の方向性を次のように設定します。

《防災上の課題と取組の方向性》



4 防災・減災まちづくりの具体的な取組

防災・減災まちづくりの取組の方向性に基づき、位置付ける具体的なハード・ソフトの取組は次のとおりです。

《防災・減災まちづくりの具体的な取組》

【実施時期】短期：令和 9（2027）年まで
 中期：令和 13（2031）年まで
 長期：令和 17（2035）年まで

■建築物等の倒壊や火災による被害のリスクの低減

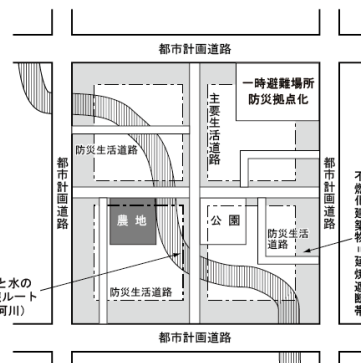
取組の方向性	取組	実施主体	市担当部署	実施時期		
				短期	中期	長期
1) 建築物の耐震化・安全性の確保	① 木造住宅や分譲マンションの耐震化（耐震診断・改修等の助成）、老朽化マンション等建替えの促進（アドバイザー派遣助成、管理状況届出制度の活用等）	市・市民等	住宅政策課			
	② 管理不全の空き家等の適正管理の促進	市・市民等	住宅政策課			
	③ ブロック塀等の倒壊防止（生け垣化や接道部緑化の助成）	市・市民等	緑と公園課			
2) 建築物の不燃化	① 市街地の不燃化の促進（防火・準防火地域の指定拡大、新たな防火規制区域の指定）	都・市	都市計画課			
3) 延焼防止のためのオープンスペース等の整備・確保	① 防災ブロックの形成（都市計画道路等の整備促進による延焼遮断帯や避難ルート等の確保）	都・市	まちづくり推進課 道路管理課 都市計画課			
	② 河川、農地などのオープンスペースの確保（公園緑地等の拡充整備、生産緑地制度の活用等）	都・市	緑と公園課 都市計画課 都市農業課			
	③ 再開発事業等による三鷹駅前地区の防災空間の確保	市・事業者	三鷹駅前まちづくり推進本部			
4) 消防活動等の円滑化	① 道路ネットワークの構築（都市計画道路の整備）	都・市	まちづくり推進課			
	② 狭あい道路の解消及び生活道路のネットワーク化（建替え等に伴う道路後退整備や避難路の確保、防災生活道路の拡幅整備を誘導する地区計画の指定等）	市・市民等	道路管理課 都市計画課 まちづくり推進課			
	③ 防災活動のためのオープンスペースの確保（環境配慮基準による指導、地区計画の活用等）	市・市民等	都市計画課 まちづくり推進課			
	④ 消防水利の充実（防火水槽の設置促進、消火栓の整備）	市・市民等	防災課			

注）三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局は、表中「三鷹駅前まちづくり推進本部」と省略して記載

【参考】防災ブロックの形成

災害時に大きな被害をもたらす延焼火災を防止するために、都市計画道路などの幹線道路で囲まれた「防災ブロック（まちづくりブロック）」を形成し、延焼遮断帯や避難ルート等を確保します。

また、主要生活道路等における必要となる延焼遮断帯の整備、避難や消火・救助活動を補完する防災生活道路の拡幅整備を誘導する地区計画や狭小宅地開発の防止策など、面的な防災性の向上を図るための対策の検討を行います。



出典：土地利用総合計画 2027

【実施時期】 短期：令和 9（2027）年まで
 中期：令和 13（2031）年まで
 長期：令和 17（2035）年まで

■水害による被害のリスクの低減

取組の方向性	取組	実施主体	市担当部署	実施時期		
				短期	中期	長期
1) 総合的な治水対策の推進	① 多摩川水系（野川）における河川整備（河床掘削、調節池の整備） ※野川大沢調節池は整備済	都	—			
	② 多摩川水系（仙川）における河川整備（調節池の整備）	都	—			
	③ 荒川水系（神田川）における河川整備（河床掘削、調節池の整備）	都	—			
	④ 雨水貯留施設や雨水管（分流式下水道区域内）等の整備	市	水再生課			
	⑤ 雨水浸透施設の設置促進（三鷹市雨水浸透施設設置基準による指導、公共施設への設置）	市・事業者	水再生課			
	⑥ 緑地等の保全による雨水流出の抑制（公園緑地等の拡充整備、建築等に伴う緑化の指導、生産緑地制度の活用等）	市・事業者	緑と公園課 都市計画課			
	⑦ 各建物での浸水対策の実施（止水板設置工事の助成等）	市・事業者	水再生課			
	⑧ 野川周辺における建物の浸水対策等の促進のための啓発ポスター等の配布	市	防災課			
	⑨ 風水害時の避難所の見直し（建替え等に伴う移転の検討、新たな避難所の確保）	市	防災課			
	⑩ 洪水浸水想定区域内にある羽沢小学校の移転	市	天文台周辺まちづくり推進本部			
	⑪ 浸水ハザードマップの更新・周知	市・市民等	防災課			
	⑫ 野川周辺における浸水深を視覚的に把握できる表示物の設置の検討	市	防災課			
	⑬ 洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設の指定及び避難確保計画の策定支援	市・事業者	防災課			
	⑭ 野川周辺における緊急退避時の避難経路の検討・周知	市	防災課			
	⑮ 河川水位計（野川・神田川）の活用による災害情報の収集	市	防災課			

注）国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務局は、表中「天文台周辺まちづくり推進本部」と省略して記載

【参考】野川大沢調節池の整備（令和3年11月稼働開始）

野川において、年超過確率 1/20 規模の降雨への対応として、洪水の一部を貯留するため、東京都が野川大沢調節池（規模拡大）を整備しました。

- ・既存の野川大沢調節池を約 3 m 掘り下げ
- ・貯留量は、約 6.8 万 m³ 拡大し、約 15.8 万 m³ を確保



出典：多摩川水系流域治水プロジェクト（令和5年3月31日公表）より

【実施時期】 短期：令和 9（2027）年まで
 中期：令和 13（2031）年まで
 長期：令和 17（2035）年まで

■ 土砂災害による被害のリスクの回避・低減

取組の方向性	取組	実施主体	市担当部署	実施時期		
				短期	中期	長期
1) 急傾斜地等への対策の推進	東京都と連携した規制指導等の実施（土砂災害警戒区域等での開発事業や建築行為に対する指導）	都・市	建築指導課 都市計画課			
	② 土砂災害ハザードマップの周知	市	防災課			
	③ 土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設の指定及び避難確保計画の策定支援	市・事業者	防災課			
	④ 傾斜感知センサーの活用による災害情報の収集	市	防災課			
	⑤ 居住誘導区域外(土砂災害特別警戒区域等)における都市再生特別措置法による届出制度の運用	市	都市計画課			

■ 安全に避難できるまちの形成

取組の方向性	取組	実施主体	市担当部署	実施時期		
				短期	中期	長期
1) 避難場所及び避難所の確保	① 避難場所及び避難所、福祉避難所の拡充	市	防災課 地域福祉課			
	② 一時避難場所となる井口グラウンドの整備	市	まちづくり推進課 スポーツ推進課			
	③ 羽沢小学校（土地利用転換後）における一時避難場所としての機能の継続確保	市	防災課 天文台周辺まちづくり推進本部			
	④ 災害時在宅生活支援施設の充実（公園や地区公会堂等における支援設備の設置等）	市	防災課 緑と公園課			
	⑤ 防災機能に配慮した公園づくり（災害時に活用できる施設（かまどベンチ等）の設置）	市	緑と公園課			
	⑥ 災害時協力農地の拡充	市	防災課			
	⑦ 一時滞在施設の充実	市・事業者	防災課			
	⑧ 再開発事業による三鷹駅前地区の帰宅困難者対策の検討	市・事業者	三鷹駅前まちづくり推進本部			
2) 的確な避難行動の誘導	① 災害時避難行動要支援者のための個別避難計画の作成	市・市民等	地域福祉課			
	② 在宅避難等の分散避難推奨の周知	市	防災課			
	③ デジタル技術等を活用した災害情報の収集と伝達手段の構築（情報の多重化）	市	防災課			
	④ 防災行政無線の維持管理	市	防災課			

注）三鷹駅前地区まちづくり推進本部事務局は、表中「三鷹駅前まちづくり推進本部」と省略して記載
 国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務局は、表中「天文台周辺まちづくり推進本部」と省略して記載

【実施時期】短期：令和 9（2027）年まで
 中期：令和 13（2031）年まで
 長期：令和 17（2035）年まで

■災害時においても都市機能が維持できる高い防災性を有する都市の構築

取組の方向性	取組	実施主体	市担当部署	実施時期		
				短期	中期	長期
1) 災害対応の拠点整備	① 防災拠点の計画的な老朽化対策（非構造部材の耐震化、計画的な改修・建替え）と防災機能の向上（防災拠点として必要な整備水準の確保）	市	公共施設課 防災課			
	② 庁舎機能の分散化の検討	市	企画経営課			
	③ 国立天文台敷地北側ゾーンにおけるあらゆる災害に対応できる防災拠点の整備	市	天文台周辺まちづくり推進本部			
	④ 井口特設グラウンド（敷地南側）における災害時医療を担う病院の整備	市・事業者	まちづくり推進課			
2) ライフラインの機能強化	① 防災拠点周辺の下水道管路・東部水再生センター等の耐震化・減災対策の推進	市	水再生課			
	② ライフライン施設（水道・電気・ガス・通信等）の耐震化・減災対策の促進	都・事業者	防災課			
3) 交通ネットワーク等の機能強化	① 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	市・市民等	建築指導課 住宅政策課			
	② 橋梁等の計画的な老朽化対策の推進	都・市	道路管理課			
	③ 無電柱化の推進	都・市	道路管理課			
	④ 街路樹・街路灯等の倒壊対策の推進（点検維持管理の適切な実施）	都・市	道路管理課			

注）国立天文台周辺地区まちづくり推進本部事務局は、表中「天文台周辺まちづくり推進本部」と省略して記載

■自助・共助による取組の推進

取組の方向性	取組	実施主体	市担当部署	実施時期		
				短期	中期	長期
1) 地域防災力の向上	① 地域防災活動の支援とネットワーク化（NPO 法人 Mitaka みんなの防災等との連携）	市・市民等	防災課			
	② 防災意識の普及啓発（各種防災訓練や出前講座等の開催、防災教育の充実）	市	防災課			

